

令和4年7月25日

保育施設の保護者の皆様

旭川市長 今津寛介
(子育て支援部こども育成課担当)

**保育施設等に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した際のお願い
(令和4年7月25日からの対応)**

日頃から、本市子育て支援施策の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、BA.5系統への置き換わりが進む中で感染者が急増しており、保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から、国が令和4年7月22日付けで濃厚接触者の待機期間の見直しを行いました。これを受け、本市でも待機期間の見直しを行うこととなりました。

このため、保育施設等の職員、利用者に陽性者が発生した場合は、令和4年7月25日から次のとおり変更させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

1 施設で陽性者が発生した場合の接触者の登園回避要請等の期間について（変更点）

接触者（感染の可能性がある方）に該当した場合は、体調変化に留意していただくとともに、対象者には一定の期間、次の対応をお願いいたします。

- 陽性者と最後に接触した日の翌日から **5日間（6日目解除）** の自宅待機（外出自粛）及び登園自粛。
- ただし、**7日**を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を実施。
(※子どものマスクの着用については、厚生労働省通知により、一律にマスクの着用を求めています)

2 適用年月日

令和4年7月25日（月）

※同日（令和4年7月25日）時点で感染の可能性のある方にも適用いたします。

（例）7月25日時点で感染の可能性のある方に該当しており、登園自粛5日目である場合は、7月26日から行動自粛が解除となり登園可能となります。

【問合せ先】

旭川市子育て支援部こども育成課
(0166-25-9844, 0166-25-9845)